開示・非開示の内訳 実施機関 請求区分 (開示の決定を 請求件数 文書 全部開示 部分開示 非開示 取下げ 行う機関) 不存在 長 17 5 3 市 8 0 1 教育委員会 7 0 6 0 1 0 情報公開 選挙管理委員会 2 0 2 0 0 0 (公文書等) 5 0 0 0 4 1 会 合 計 31 9 17 4 0 2 市 長 3 1 0 0 0 個人情報 合 計 3 0 0 2 0

を保暗 る情報 る権利

	の	る権利・・	• •	• ••	および審議会等	平成29年度情報公開・個人情報保護制	
さらこく オラグよ	のです。	求する権利を明らか	とともに個人情報の	個人の権利利益の保	の会議の公	八情報保護制	

公開を行っている審 議会等のうち、開催 傍聴人数 公開件数 非公開件数 された会議の件数 71件 48件 23件 40人

(内線334

問い合わせ 総務課 総務担当

度を利用していただき、 市 にご協力をお願 巾民参加の行政運営への一層のご理解と 状況は表のとおり、平成29年度の実施 です。 状況は表のとお ります。 市 (1

の政 ができるよう、 議についても公開しています。 程を市民の皆さんが知ること 以策形成に関f 『政運営を進⁹ 民の皆さんには、この 審議会等の会 する るて らかにするも おり、 審 議の過 が 市れ 政制

開報の開示を請価の保護を図る

住宅改修などで税金が安くなる!

住宅に係る固定資産税を減額

住宅の耐震化やバリアフリー、省エネ改修をした場合、規定の要件を満た すと建物にかかる固定資産税が減額になります。 ※申請は原則として工事終了後3ヵ月以内です。



公開状況 度

耐震改修

… 工事完了の翌年度のみ、床面積120m分を限度に固定資産税の1/2を軽減。

昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ★対象住宅

※併用住宅については、住宅部分が1/2以上

★対象工事 建築基準法の耐震基準に適合する工事費用50万円を超える改修工事

地方公共団体や建築士が発行した証明書と改修費用が確認できる書類

バリアフリー改修 ··· 工事完了の翌年度のみ、床面積100m分を限度に固定資産税の1/3を減額。

65歳以上か障がいのある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住 ★対象住宅 んでいる平成19年1月1日以前に建築された住宅

※併用住宅については住宅部分が1/2以上

自己負担額50万円を超えるバリアフリー改修工事 ★対象工事

(補助金を受けている場合は差し引いて自己負担額が50万円を超えていること)

★申請書類 工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの

省エネ改修 … 工事完了の翌年度のみ、床面積120m分を限度に固定資産税の1/3を減額。

平成20年1月1日以前に建築された住宅 ★対象住宅

※併用住宅については、住宅部分が1/2以上

★対象工事 工事費用50万円を超える窓の改修(必須)や断熱改修など省エネ基準適合の熱損失防止改 修丁事

★申請書類 工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの

(建築士または、登録住宅性能評価機関による証明書を添付)

※バリアフリー改修及び省エネ改修については、耐震改修工事による減額を受けた住宅は対象外です。

■問い合わせ 税務収納課 資産税担当(内線156~158)